明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（認定申請書の提出）

第一条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。

2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類

二　当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し

三　当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の三第十二項第一号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し

3　第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第二項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（認定書の交付）

第二条　試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

（認定書の内容変更に係る届出）

第三条　前条の規定による認定書の交付を受けた個人は、当該認定書に記載された事項又は第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の試験研究機関等の長等に届け出なければならない。

（変更届出に係る変更認定書の交付）

第四条　試験研究機関等の長等は、前条の規定による届出があった場合において、第二条の認定に係る事項を変更する必要があると認めるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該個人に交付するものとする。

（認定の取消し）

第五条　試験研究機関等の長等は、第二条の認定書の交付を受けた個人が第一条の規定による申請若しくは第三条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は同条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

2　平成十九年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号（租税特別措置法施行規則第五条の六第一項第一号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を定めた件）は、廃止する。

3　この告示の施行の際現にされている前項の規定による廃止前の平成十九年厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、総務省、文部科学省、経済産業省、告示第二号第一条の規定による申請は、この告示第一条の規定による申請とみなす。

4　この告示の施行前にされている附則第二項の規定による廃止前の平成十九年厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、総務省、文部科学省、経済産業省、告示第二号第二条又は第四条の規定によりされた認定又は変更の認定は、それぞれこの告示第二条又は第四条の規定による認定又は変更の認定とみなす。

様式（第1条関係）

特別試験研究認定申請書（共同試験研究）

殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

住　所

申請者名　㊞

当該試験研究は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第2条第7項に規定する試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第5条の3第12項第1号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第5条の6第7項第1号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1．共同試験研究を行った試験研究機関等の名称

2．当該共同試験研究の課題

3．当該共同試験研究の実施期間

4．租税特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとする年

5．当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合計			

※　特別試験研究費の認定額　　円

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の6第7項第1号の規定により、認定します。

※　記名押印

（備考）

1．用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2．※印のある欄は、記入しないこと。